

第一回総選挙と尾崎行雄

加 地 直 紀

一 はしがき

四 尾崎の選挙運動—②主張

二 第一回総選挙の概要

五 結び

三 尾崎の選挙運動—①活動

一 はしがき

明治二十三（一八九〇）年七月一日、第一回総選挙が実施された。爾後尾崎行雄は昭和二十七（一九五二）年の第二十五回総選挙まで当選し続け、翌二十八（一九五三）年の所謂バカヤロー解散による第二十六回総選挙で初めて落選し、翌年死去した。連続二十五回当選は、尾崎のみが果たした日本憲政史上の金字塔である。

第一回総選挙全般に関する学術書としては、R・H・Pメイソン著・石尾芳久・武田敏朗訳『日本の第一回総選挙』（法律文化社、一九七三年六月十五日）、稻田雅洋『総選挙はこのようにして始まつた—第一回衆議院議員選挙の真

実^一」（有志舎、一二〇八年十月十日）がある。また上野利三氏は、三重県における第一回総選挙に関する実証的研究『地域政治社会形成史の諸問題』（和泉書院、二〇〇二年三月二十日）を刊行しているが、同書は三重第二区、同六区に関するものであり、尾崎が出馬した第五区には言及していない。

尾崎は明治二十（一八八七）年十二月に発布・施行された保安条例により東京追放となり、明治二十（一八八八）年一月から同二十二（一八八九）年十二月まで欧米を外遊した。その間『朝野新聞』（以下『朝野』）に欧米漫遊談を寄稿しており、帰国した約半年後に、第一回総選挙に出馬した。初出馬に関し尾崎自身は生涯初の自伝で、競争者が少しあつたが「競争と云ふ程の事はなく」、「殆んど満点」で出たと回顧している^{〔1〕}。生涯最後の自伝でも、競争といふほどの競争もなく「ゆうゆう当選」したと述べている。ほとんど無競争であり余裕で当選したというのである。^{〔2〕}尾崎の伝記作家伊佐秀雄は、中央政界や論壇における名声、洋行帰りという経歴の外に、父行正が三重県で公務員として培つた「勢力も大いに手伝つた」としている。阪上順夫氏は、伊佐の伝記『尾崎行雄』（吉川弘文館、一九六〇年）を引用し、行正の「実績に助けられた結果」当選したとしている^{〔3〕}。いずれも行正の「勢力」や「実績」により当選したとしている。明治期の尾崎の後援会好友会の存在を初めて明らかにした渡辺穰氏は、行正の「何らかの政治的影響力」を指摘する一方、尾崎派ともいえる立憲改進党（以下改進党）系組織の「萌芽」が当選の「大きな原因」としている^{〔4〕}。かような先行研究を受け、第一回総選挙における尾崎の言動を明らかにするのが、本稿の目的である。尾崎は、生涯において時勢に合わせ主張を変化させてきたため「交節漢」という誹りを受けた面があるが、かかる主張の変化は第一回総選挙時に既にみられたこと、加えてかような変化は時勢のみならず立場の異動がもたらしたことことが本稿で明らかになる。

本稿では全国の選挙情勢を知る手段として『東京朝日新聞』（以下『東朝』）、『大阪朝日新聞』（以下『大朝』）、三

重県の選挙情勢を知るために『伊勢新聞』（以下『伊勢』）を主として使用する。先行研究では『伊勢』は政治的中立、の立場で発刊されていたとされている。⁽⁸⁾ また本稿で『朝野』から引用する際、『朝野新聞 31』（ペリカン社、昭和五十八年十二月二十日）、『朝野新聞 32』（ペリカン社、昭和五十九年一月二十日）を使用する。

二 第一回総選挙の概要

最初に第一回総選挙当時の政治情勢を概説する。国会開設に備え衆議院多数派形成のため民権派再結集を図る大同団結運動が、明治二十年十月から始まり、明治二十一年にピークを迎えた。翌二十二年二月に大日本帝国憲法が發布され、大赦により河野広中、大井憲太郎が釈放され、政界復帰を果たした。同年五月、河野を中心とする全国的政社大同俱楽部が、これに対抗し大井を中心とする関東地方の非政社大同協和会が結成された。総選挙が実施された明治二十三年一月、大同協和会は再興自由党となり、同年五月愛国公党が結党され、大同俱楽部、再興自由党、愛国公党の三派鼎立状態となつたが、やがて三派は庚寅俱楽部を結成した。また九州同志会は同年四月頃、改進党も含めた進歩主義団体の大合同を呼び掛けた。総選挙後の八月、旧自由三派、九州同志会が立憲自由党結成を決め、九月に結党した。しかし改進党は、大隈重信外相による条約改正を支援し自由党系勢力と対立した経緯から民党合同に消極的であり、新党に参加しなかつた。⁽⁹⁾

次に第一回総選挙を概観する。當時内務省県治局長であり、自身が福岡県第八区で当選した末松謙澄は次のように回顧する。第一回総選挙では「人心を傾動」させる争点はなかつた。政費節減・地租軽減は各地で聞かれたが、これは古今各国での「微力候補者の套言」である。対等条約への期待は往々見られたが、歴史や事実、各国情勢に基づき

人心を動かした者はいなかった。現在の候補者は「地方の縁故」が主眼となつておらず、選挙運動は各自の働きが主となつていていた。選挙運動中盟約の連名帳をつくり選挙人の捺印をとることは各地で多く行われた。選挙中各地で「憎むべきの悪計」があつた。例えば投票直前に被選挙権を失つたとの「流言」があつた。¹⁰⁾ 目立つた争点はなく、地縁主眼の選挙運動であり、「悪計」、「流言」が存在したことが分かる。

選挙運動に関し先行研究では、次のようにも指摘されている。候補者選定は地方団体に任せられ、有志懇談会における予備選挙による絞り込みが行われた。候補者は地元有力者が多いが、地元と縁故が深い中央の名士が輸入候補として推されることもあつた。主たる選挙運動は戸別訪問であり、新聞による宣伝や演説会は補助的であつた。候補者は自分の声望と戸別訪問により目的達成が可能であった。¹¹⁾ 地縁の外に、所謂どぶ板選挙の重要性が指摘されている。次に第一回総選挙の基本事項を確認する。選挙区は全国で二五七あり、議員定数は三〇〇議席であつた。原則として小選挙区制であつたが、二名連記の二人区が四十三区あつた。国会議員は有権者ではなく国民を代表するとの観点から、人口十二万人につき議員一人を配分した。選挙区は原則として市町村を区域とした。選挙運動は投票場内の運動を禁止するだけで、他に制限はなかつた。¹²⁾ 選挙運動費用も制限はなかつた。

さらに確認すべき事項は、第一に第一回総選挙では、選挙人（二十五歳以上）・被選挙人（三十歳以上）資格として直接国税十五円の納付が求められており、被選挙人も多額の納税が必要であつた。しかし『東雲新聞』主筆の兆民中江篤介、民権運動家の植木枝盛や河野広中、『読売新聞』主筆、東京専門学校教員の高田早苗が当選しており、彼らに多額納税を可能とする財産は存在しなかつた。この矛盾を稻田氏は、次のように解明する。すなわち、彼等の支援者が土地名義の書き換えにより、「財産」つくりをしていったのである。¹³⁾

第二に第一回総選挙は、立候補制ではなかつた。立候補制が導入されたのは大正十四（一九二五）年の衆議院議員

選挙法改正、所謂男子普通選挙法からである。したがつて昭和三（一九二八）年の第十六回総選挙まで立候補者は存在しないことになるが、便宜上本稿では候補者と表記する。立候補制ではなかつたため選挙人は被選挙人であれば誰に投票してもよく、換言すれば三十歳以上の選挙人は同時に非選挙人であつた。したがつて衆議院議員になることを望まないものが選ばれる可能性があつた。例えば福澤諭吉は『時事新報』に、自分への投票を辞退する廣告を掲載していた。⁽¹⁴⁾ あるいは同一人物が複数の選挙区で当選することがありうるし、現に鈴木重遠は愛媛第一・五両区で当選し、第一区での当選を辞退し、同区で再選挙となつた。⁽¹⁵⁾ 元田肇は大分県第一・五両区で当選し、どちらにするのか決まらないのは「故ある事」と報じられ、結局第一区を選び第五区では八月十四日に再選挙となつた。⁽¹⁶⁾

愛知県では、次のような事態が生じ、『東朝』がこれを報じた。愛知第二区（名古屋市）で堀部勝四郎が二三五票、国島博が一三四票を獲得したが、堀部票のうち住所が記載されているのは三三票である。国島派は、丹羽郡犬山町にも被選資格をもつ堀部勝四郎がおり、堀部勝四郎と書かれた二〇三票は名古屋市の堀部か犬山町の堀部か不明であり、国島が当選であると、堀部派は、名古屋市の選挙人は犬山町の堀部を知らないので堀部票は有効であり堀部が当選である、犬山町の堀部は自分が当選であると主張した。⁽¹⁷⁾ 同事件は、三重県でも報道された。すなわち、堀部勝四郎を支援してきた『金城新報』（以下『金城』）・『扶桑新聞』（以下『扶桑』）両紙は即日号外により堀部勝四郎を特筆し、庚寅俱楽部の機関誌『新愛知』は即日号外により犬山町の堀部勝四郎の存在を指摘して国島当選を主張した。あるいは国島派は堀部が鰐節を賄賂にして投票依頼をしているとして裁判所に告訴をした、堀部派は国島が菓子箱を賄賂にして投票依頼をしているとしてその筋に告発した、と報じられた。⁽¹⁸⁾ あるいは『伊勢』によれば、堀部勝四郎の得票について、国島博方の『新愛知』は、三三票以外は無効、『扶桑』・『金城』両紙は有効とし、『筆戦熾なり』と報じた。⁽¹⁹⁾ 同事件は愛知県外でも注目されたことが分かる。

第三に立候補制の代替手段として全国で、選挙区有志や政党等の団体による予選会が挙行された。大阪第一区では明治二十三年三月十四日交信俱楽部が予選会を行い、一位に中江篤介、二位に大井憲太郎、三位に菊池侃二が選ばれた。⁽²⁰⁾ 東京十一区ではこれまで浅香克孝（改進党）のみであったが、五月七日、一二〇余名の有志により富岡彦太郎が推選された。⁽²¹⁾

予選された候補者の存在は、主として新聞広告で示された。かような新聞広告は支持者の領域を誇示し、選挙人獲得には「極めて有効な方法」であると先行研究で分析されている。⁽²²⁾ 埼玉県では、野口本之助を第二区候補に推選し六月四日に野口の承諾を得たことを選挙人に謹告すると、同区選挙人である関根温、野崎為憲、伊藤幾三郎、町田昌太郎外選挙人有志一同名義の広告が示された。⁽²³⁾ 神奈川県では、第三区（二人区）候補者に石坂昌孝・瀬戸岡為一郎両名が、西多摩郡では選挙人一七四人（全郡一致）、南多摩郡ではある一派を除き「大多数」、北多摩郡では選挙人六五七人により選ばれた、と三日に分け報じられた。⁽²⁴⁾ 大阪府では、馬場貞二郎を第五区候補に推選し本人の承諾を得たと、第五区有志者選挙人名義で広告され、⁽²⁵⁾ 大三輪長兵衛を第一区（西区）候補に推選し本人の承諾を得たと、西区有志選挙人名義で広告された。⁽²⁶⁾

先述した先行研究の指摘通り新聞広告より、支持者の規模や人数を窺うことができるが、また支持者の推選を受け本人が承諾するというパターンも看取できる。かように推選された事実上の候補者は、いかなる選挙運動をしたのであろうか。メイソンは次のように概説する。選挙戦術には、演説会、遊説、ポスター、新聞広告、懇親会といった合法のものから、贈収賄、中傷、暴力、脅迫、詐欺的行為等の非合法のものまであった。演説会は公正な候補者が考えを知らせ選挙人に会う方法であり、故郷に居住していない候補者は長く帰郷し選挙区で遊説し多くの住民に会う。帰京せざるを得ない場合選挙区支持者に代理遊説を依頼した。演説会後に懇親会が実施され、候補者と支持者や有権者

とがくつろいで一緒にいることにして大きな効果があり、演説会の次に重要な運動であった。僧侶は「候補者の力」となりえだし、家族、友人、支持者、商売仲間も選挙運動に利用された。新聞は候補者と有権者との意志疎通に注力し、新聞広告は有権者または有権者団体の特定候補への投票意志を示すものであった。広告費用は支持者により支払われたと推測される。賄賂は少額の場合は三円以下で、品物であれば菓子箱、干魚、手拭い、砂糖、ハンカチ等の日用品で、高額の場合は三円から十円であり、確実に一票を得るには十円が必要であった。⁽²⁷⁾ 非合法な選挙運動のみならず、新聞を活用した運動が示されている。

演説会を開き、その後懇親会を開くという典型的な選挙運動形態の外に、メイソンの指摘通り、広告を利用する方法もあつた。例えば、公共の為に資財を惜しまない、國利民福の為に一身を犠牲にする点を推選理由に西区選挙人有志者は栗谷品三を大阪第一区候補適任とし本人の承諾を得て候補に推選する、新聞・演説で他人を誹謗する「姦計」を我々は取らない、という新聞広告は、支持者が候補を選び本人が承諾するという従前のパターン、支持者が為人を挙げるという体で候補者本人のアピールをしていること、選挙活動で「姦計」を図るものがあつたことを示している。⁽²⁸⁾ 同様に大阪第一区の西区選挙有権有志者が、学識・経験・履歴あり、公共事に「最も熱心」、自由主義をとること、大同派であること、「卑劣手段」を取らないことを理由に森作太郎を第一区候補者とする新聞広告も、森の為人や政治思想を示すと同時に、「卑劣手段」を選挙運動で行うものの存在を仄めかしている。⁽²⁹⁾ 為人や政治思想の外に、肩書きをアピールする新聞広告もあつた。士族・正七位・理学士である五代龍作を大阪第一区（西区）候補に推選し本人の承諾を得たという広告は、その好例である。⁽³⁰⁾

為人や政治思想、肩書きをアピールする新聞広告の外に、前述の如く、「姦計」や「卑劣手段」、「虚説」、「卑屈偏頗」な行動の存在を指摘する広告も存在した。例えば大阪府では五代龍作名義で、自分が被選希望なし、候補を譲る

との「虚説」が流布されているが無根であるとの広告が二日連続でなされ、あるいは馬場貞二郎名義で、候補希望なし、候補を譲るとの「虚説」が流布されているが無根である、一部党派による「卑劣偏頗」な行動で人心を惑乱することを防ぎ神聖な選挙区を希望する、との広告がなされた。^{〔32〕}

かように演説会や新聞広告という典型的な選挙運動に加え、「姦計」や「卑劣手段」も行われたことが窺われる状況下、具体的にどのような選挙活動が行われたかを次にみる。明治二十三年三月には既に賄賂の存在が指摘され、その対策が述べられていた。すなわち、各府県で行われる選挙のための賄賂は「隠れもなき一大醜態」であり、選挙・被選挙両権拡張により多人数による競争にすることが「今日の急務」である。^{〔33〕}投票約四か月前に対策が「急務」とされるほど、全国的に賄賂が横行していたことが分かる。

東京府では第七区で投票日直前に行われた重病人の応援演説が感動を呼び、当選につながった。すなわち、病人神田孝平の演説に聴衆は「非常に感動」し大谷木備一郎の勝利となつた、神田は大谷にとり「神田大明神」であると当選後「大朝」が報道した。^{〔34〕}因みに東京第七区では後述のように大谷木と角田真平により、全国的に注目される選挙戦が行われていた。選挙戦終盤に『東朝』は次のように報じた。大隈重信が失脚し矢野文雄が引退した後、改進党に我ありと「氣取る」角田は選挙運動中のことは知られているが、大谷木が俄かに選出馬した。終盤になつて大谷木が出馬したことが分かるが、後述のように改進党あるいは角田と『東朝』との間に論争があつた為、「氣取る」との評価がなされたと思われる。投票後『東朝』は次のように報じた。「競ひに競ひたる」大谷木と角田との勝負は第七区区民だけでなく、府下全般が「刮目する有様」であつた。^{〔35〕}終盤に出馬した大谷木が結果的には大勝したのであるが、角田との対立は府下で「刮目」されただけでなく、『大朝』により東京府以外でも報じられたことがわかる。

賄賂の横行、演説がもたらした感動による当選の外にどのような選挙運動が行われたかを次にみる。大阪府では選

拳運動として祈禱が行われた。饅頭配布、祝宴はどこもあるが、第一区の候補は祝宴では追い付かず、六月八日から十五日まで寺で祈禱を行う予定である。⁽³⁷⁾ 熊本県では当選のために選挙人を他区に移動させていた。第二区における改進党の選挙人一六五人を他選挙区に寄留させた効力の有無について議論が生じ、現在同県の「大問題」となっていると報じられた。⁽³⁸⁾ 投票後には、選挙競争のもたらした利益が報じられた。選挙競争で利益を得たのは料理屋、女郎屋、酒屋、鰻節屋、卵屋、車夫、弁士、壯士であり田舎は「不景気知らず」である。⁽³⁹⁾ 弁士以外は饗應や暴力の存在をうかがわせるものである。

投票後、諸新聞は社説で次のように総括した。第一に激しい競争が残す禍根への懸念である。例えば、どの地方でも競争が極めて激しく社会の治安を妨げる勢いがあり、「余毒」を社会に遺さないことを「切望」する。⁽⁴⁰⁾ 選挙は「無事なる終結」をみたが「陰症的手段」が盛んであり「余毒」が残ることを恐れる、有志家が調停することを切望する。⁽⁴¹⁾ 無事に終結したことに寛容しつつも、「余毒」への懸念を示し善後策を求めている。

その一方で第二に、選挙結果を高く評価するものもあった。例えば、当選者をみると「意外に上出来の方なるが如し」、末松謙澄、杉浦重剛、中江篤介、尾崎行雄など「才学を以て朝野の間に盛名を負ふ人々」がいる、「今日の知識を代表し今日の民度を適當せる議会」を組織できた。⁽⁴²⁾ 人材のそろった議会が出来たと評価するのであるが、「盛名を負ふ人々」の一人として尾崎が取り上げられていることに注目したい。次のような評価も存在した。初の選挙としては「寔に上出来」である、比較的「立派なる人物」が多く「優等の議院」と認めないといけない、「在野の名士」をほとんど網羅しており開院しても急激になることはない。⁽⁴³⁾ 「上出来」な選挙により立派な人物や名士が選ばれたため「優等の議院」になるとして、選挙結果を高く評価するだけでなく、来るべき帝国議会への期待も示されている。

第三に思想面からも評価している。庚寅俱楽部が大多数を占め、「自由主義者の大勝利」となったとする評価はそ

の好例である⁽⁴⁵⁾。あるいは、選挙結果は西洋諸国に遜色なく、「誇るに足るもの」が少くない⁽⁴⁶⁾、として西洋諸国への対抗意識を示すものもあつた。

本章より、「上出来」な選挙であり、「優等の議院」ができるとの期待が示された一方で、選挙後の「余毒」への懸念が示されるほど全国で選挙運動が過熱した面をもつたことが分かる。かような状況下、次章以降で、尾崎がいかなる選挙運動を展開したかを、活動面と主張面とから検討する。

三 尾崎の選挙運動——①活動

本章で尾崎の選挙運動を活動面から検討するが、最初に三重県における選挙概況をみる。三重県には選挙区が六区あり、尾崎が出馬した第五区は二人区で、残りは一人区であった。各区当選者は、第一区が栗原亮一（自由党）、第二区が伊東祐賢（改進党）、第三区が天春文衛（自由党）、第四区が伊藤謙吉（自由党）、第五区が尾崎（改進党）と北川矩一（無所属）、第六区が立人奇一（改進党）であつた。⁽⁴⁷⁾ 第五区は度会、答志、英虞、南・北牟婁の五郡からなり、第一回総選挙における第五区有効投票総数は三八四七票であり、主要候補の得票数は、尾崎一七七二票、北川一四三八票、浦田長民（無所属）五八三票、栗原ほかが五四票であつた。

『伊勢』は三重県の選挙区格差を次のように指摘する。第二区は土地所有が平均しており目立った土地所有者はいないが、第五区は「土豪」に土地が集中している。第一・二区は貧富の格差が薄いが、第五区は貧富の格差が絶大であり、「地方の豪族」に有利である。⁽⁴⁸⁾ つまり尾崎の選挙区である第五区は、定住人口が多いため定数二名となつたが、選挙人が少ないため、「土豪」や「豪族」から支持されれば、当選の可能性が高くなることが分かる。先述の末松の

回顧や先行研究でも、地縁主眼や地元との縁故が指摘されていることからしても、地方有力者の支援は決定的であった。

投票日十日前に、三重県全選挙区に対し次のような予想がなされていた。第一区は、栗原亮一六分、牛場卓造四分で、このままなら栗原が当選する。第二区は「相変わらず四分五裂の有様」で、やや勢力があるのは伊東祐賢、長井氏克、岡本武雄、林道永だが政治通によれば林が当選する。第三区は、豪商の応援により木村誓太郎が当選するかもしれないが、自由派の石井四郎と同盟すれば天春文衛の当選となる。第四区は、土居光華の「專有」であり、拘留中の土居は放免されるといわれており、土居が当選する。第五区は、尾崎と北川矩一に「確定」したようであるが、「策略家」浦田長民による「小悶着」があるとの説がある。第六区は、福地次郎、立入奇一が徐々に運動を始めた。^{〔49〕}つまり「小悶着」の可能性がありつつも、当選「確定」とされていたのは第五区の尾崎・北川の両名であつた。因みに投票後『大朝』は、「最も激烈」な争いをした選挙区として、先述した東京第七区の大谷木と角田、愛知第一区の堀部と国島との外に、三重第一区の栗原と牛場との争いもあげていた。^{〔50〕}

次に、三重県における全般的な選挙運動をみる。明治二十三年一月半ば、総選挙について三重県各地で準備がなされているが、二区は出遅れており、近日中に懇親会を開く予定である、との報道があつた。^{〔51〕}一月八日には第六区で、二月二十六日には第四区で予選会が行われており、前述のように第四区で本命視されていた土居が二十七票、乾覚郎と尾崎が二十票、伊藤謙吉が十八票、栗原が十七票であつた。^{〔52〕}つまり明治二十三年一、二月には三重県で選挙準備が始まっていることが分かる。あるいは第四区の予選会で尾崎や栗原にも投票があり、しかも尾崎は実際の当選者伊藤よりも二票多く獲得している。この点から三重県内での両者の知名度を知ることができる。五月には二・六区以外は候補が確定し、六月半ばには各選挙区で候補が決まり、第六区以外には多くの候補者があり競争は「極めて頂上に達

した」、第二区の競争は「一番の見物」と評されるに至った。⁽⁵⁵⁾

五月下旬以降三重県でも、腐敗行為が目立つようになる。「最北選挙区の出来事」として次のような報道があつた。茶の偽造を茶業視察員に看破された某は自分が信任する候補に投票すれば見逃すといわれ応じたが、これは一票何十銭に相当するか⁽⁵⁶⁾。あるいは、第三区内某候補は一大字につき十五円から二十円の酒肴料を出し選挙運動を行つてゐる⁽⁵⁷⁾と報じられた。第三区では僧侶を懷柔するものもあつた。一僧侶が、第三区内の競争は極度に達した、金錢、菓子箱、鶏卵の贈与が多い、善を助け悪を挫くべく朝明郡の候補を助成する運動をすべきと言ひ町に出た、その僧に「黄白五枚」を出し同候補への助成を思い留まることを求める男が現れたが僧侶は断つた、「競争の一幻象」である。⁽⁵⁸⁾前述のように僧侶は「候補者の力」となりえたため、買収を試みられたことが分かる。

六月になると次のように、選挙運動はさらに露骨になる。「一夜漬」の某豪商政治家が某若紳士に土着政治家へ候補を譲ることを求めた。すなわち、自分がかつて手代として土着政治家に土地購入をさせると非常に利益を上げた。国会になれば第一に地租の議論となるが、彼ほどの議員がいれば我らの為になる。これに対し若紳士は、議員の職掌は広く、政治家、理財家、法律家、教育家とならないといけないのであり地租のことだけで候補を選べないと答えた。その後も譲ることを求められても取り合わなかつた。これは「朝野に知られたる若紳士の挙動」と、ある人の投書にあつた。第一区では次のようなことがあつた。第一区安濃郡で「卑劣党」が書面とともに一円を某選挙人に贈つた。某選挙人は「卑劣手段」として一円を送り返した。最初一票三十銭であつたのが時期が進むと七十銭高くなり「投機市場の米相場」に等しくなつた。⁽⁵⁹⁾

六月中旬には、来るべき国会を待望する機運がみられた。総選挙を「国家の大事」とする一面トップの社告⁽⁶⁰⁾、エドマンド・バーカ (Edmund Burke 1729-1797) のブリストル演説を引用し「地方心を棄て、國家心を執る可し」として

国会議員は全国の代表であることを説く社説は、その好例である。その一方、投票日前後で暴力事件もみられた。投票五日前の第三区で全治七か月の刃傷沙汰が生じ⁽⁶³⁾、投票半月後でも同区では、反目が残り「殴打三昧」であると報じられた⁽⁶⁴⁾。かような雰囲気を受け、投票後次のような報道があつた。父親は栗、妻は牛を好む婿は父親を立てれば妻に不平を言われ、妻を立てれば父親に怒られるため投票できなかつた⁽⁶⁵⁾。栗は栗原、牛は牛場を暗示しており、次に述べるような第一区における両者の激しい選挙戦を示す報道である。

右のように三重県各選挙区で暴力行為を含む選挙戦がみられたが、次に全国的な激戦区の一つとなつた第一区と、「一番の見物」と評された第二区での選挙運動をみる。第一区では、栗原と牛場との一騎打ちが展開された。四月に第一区の一志・安濃両郡で、一志会その他の有志が牛場を、一志俱楽部と安濃郡有志会が栗原を第一区候補とした⁽⁶⁶⁾。五月になると両者の争いが激しくなる。第一区の安濃・一志両郡で、栗原を推す有志と牛場を挙げる有志とが「相争ふ形情」となり、栗原派では同意者の名簿を作るべく、各村に出張した⁽⁶⁷⁾。あるいは両者の争いが水利争いを生んだ⁽⁶⁸⁾。すなわち、安濃郡安東村は栗原を第一区候補とする傾向にあつた。しかし同村大字渋見有志選挙人は、渋見出身の牛場が第一区候補者として打ち出すと彼を候補者として渋見を根拠とし、安東村全部に牛場への同意を求めた。同村大字觀音寺は栗原支持であり、ここに水利争いが生じた⁽⁶⁹⁾。六月半ばには次のように、栗原優勢が報じられるに至つた。過日來一志郡で栗原派が熱心に懇親会を開き、今日では同派の「勢力増加したる趣き」がある。同郡高茶屋はこれまで牛場派であり栗原派は一人もいなかつたが、昨今では選挙人三十余名中、三名が牛場派で他は栗原派に転じたといふ。『衆望の多く』が栗原に集まつてゐることの一斑を知るに足るのではないか⁽⁷⁰⁾。

投票日当日の七月一日には次のように、牛場にとり致命的な報道がなされた。牛場は明治二十二年夏より第一区内で選挙運動をしており、「其の勢力頗る盛大」である。六月二十九日に納税資格の欠損が生じたという「一珍聞」を

聞いた。栗原派がこれを知り探聞したが、牛場の親族によれば欠損はないという。伊勢新聞社はいすれが眞実か言い難いが、牛場の注意が浅いことを知るに足る。⁽²⁶⁾ 真実不明の問題を投票日当日に報道したのであり、第一区有志者は投票日当日『伊勢』一面トップで、牛場の資格について「虚構ノ風説」があるが被選挙資格を有することを選挙人に広告する、と反論した。⁽²⁷⁾

次に、先述の如く三重県で「一番の見物」と評された第二区での選挙運動をみる。『東京日日新聞』主筆の岡本武雄は、桑名出身、文章界で有名になり福地源一郎と立憲帝政党をつくつたと紹介された後、三重県第四区で候補となる「念慮」があると報じられたが、第二区からの出馬となつた。⁽²⁸⁾ 五月二十日の政談演説会は次のようであつた。岡本は「第三区の落武者、帝政党のお化け、第二区の自称候補者」等の「嘲罵」を浴びた。岡本が有志の招聘に応じて帰県した初めての公開演説であつたが、改進党員の演説の十数倍の反対を受け、岡本の「顔色なからしめ」⁽²⁹⁾ た。後述のように第一回総選挙時の改進党は逆風下にあつたが、それ以上の反対を岡本は受けたのであつた。

第二区候補として初めて来県した今井実然（佐治実然）は、第一区安濃郡安東村の今井龍城の養子となり、家産を相続し被選資格を得て候補運動を始めたが、実然の方が養父龍城より年長であり、「お可笑しき次第」と報じられた。⁽³⁰⁾ 今井実然は養父より年長であるため、養子を取り消すべしと三重県庁は所轄郡役所に達しをしたといふ。⁽³¹⁾ この報道を受け、一面トップの今井龍城名義の広告で、被選挙権を有するよう実然の資格を固めたことを選挙人が諒知することを乞う、実然は今井家家督相続の許可を得て被選挙権がある、第二区選挙人が諒知することを請う、あるいは四面広告で、二十二日付で家督相続の許可を得た、第一区選挙人の諒知を請う、と有権者に被選挙権を有することを強調した。

あるいは先述のように、選挙運動において有力な存在である僧侶を利用するものもあつた。林道永は第二区候補者

として出馬したが味方がないため、住職等が味方となり道俗の関係なく同意者を募集した。⁽⁸⁰⁾ また法主が今井を第一区候補者にすべきとの書面を真宗僧侶だけでなく、第二区内有志者に出した。

かような選挙運動を受け、「伊勢」は第二区について六月半ばに次のように報じた。六月十三日、河曲郡で三重・鈴鹿・奄芸・河曲四郡の連合予選会が開かれたが紛糾した。元来第二区は「比ひなき競争場」であり、「種々の人物」⁽⁸¹⁾が入り込んでいるので珍しい事ではない。元来「比ひなき競争」が行わっていたところに、「種々の人物」、例えば主要新聞主筆、年少者の養子となつた人物が出馬し、あるいは僧侶を利用してまで選挙戦を行ふ候補者により、第二区でも激しい選挙戦が行われたことがわかる。

右のように第一・二両区では激しい選挙運動がなされていた。このため開票日の七月三日、「伊勢」は社説で次のように警告していた。隠微な選挙競争により水利論が激成し、また私交を絶たれるなどの「怪事」があり、前途に杞憂を抱かされるだけでなく、今回の勝敗により乖離の端緒となるかもしれない。政治の競争は県下の調和を損なうかもしれない。選挙人も候補者も公私を分別し、調和を損なわないようにすべきである。⁽⁸²⁾ 前述のように「大朝」により選挙後の「余毒」が指摘されていたが、三重県でも同様の警告がなされていた。

かように第一・二両区で激戦が展開されていた中、尾崎がいかなる選挙運動を為したか、その活動面を以下にみる。先述の如く第一回総選挙時の尾崎は「盛名」のある人物の一人とされていたが、それ以外にも高い評価を受けていた。例えは改進党で矢野文雄や尾崎を始めとする「錚々の名ある」メンバーが会議を開き各地党员に訓諭を発した、との報道⁽⁸³⁾は、その好例である。あるいは自由党を東方、改進党を西方、東の大閑が板垣退助、西の大閑が大隈重信とする番付で、尾崎は前頭に位置付けられていた。⁽⁸⁴⁾ もつとも尾崎を「客将」と捉える面もあった。『伊勢』は「改進派の客將」と評し、『朝野』でも、改進党に属しながら自らその「客将」、「別動隊長」と称しているとされた。⁽⁸⁵⁾ 自他とも

に改進党とは距離を置いているとの認識がみられたことが分かる。⁽⁸⁷⁾

かくのごとく尾崎自身は高評価を得ていたが、改進党自体には逆風が吹いていた。すなわち総選挙前年の大隈重信による条約改正失敗により、改進党は「四面楚歌」であり、「大変苦しい選挙」であり、「全国的な反対」があり、改進党を名乗り当選をしたのは十三、十四名ほどであったという。⁽⁸⁸⁾ 総選挙後に次のような事例が報道された。神奈川第四区は三浦・鎌倉両郡から成り、三浦郡は自由派八分、改進派二分であるのに対し、鎌倉郡は明治二十一年までは七〇八分は改進派であり「勢力中々熾ん」であつた。しかし明治二十二年の条約改正失敗により「形勢は全く一変」し、全郡の九分九厘が自由派となり鎌倉俱楽部を結成した。第四区当選者の山田東次は鎌倉俱楽部の推選を受けていた。⁽⁸⁹⁾ かような逆風により、改進党を脱党するものが続出した。すなわち兵庫県第二区では、改進党員前川楨造脱党に続き砂川雄峻も脱党した、兩者とも衆院選当選の為の「二策略」といわれている、との報道がなされていた。四月になると脱党報道が相次ぐ。すなわち、砂川・前川で「脱党沙汰」は止まるかと思われたが大三輪長兵衛も脱党する、兩者は中立となるが大三輪は林包明の勧説により爱国公党に入っているものがあるがどうだろうか。⁽⁹⁰⁾ あるいは次のように報道もあつた。四月十二日に改進党大会があつたが、改進党では東京の党員と地方党員との間に「一大城壁」があり今日のような「萎靡不振の衰勢」をつくったという人がある、地方党員には不平を持ち帰省するものもある、改進党では地方党員に東京の党員への「不平を抱くもの」が多く脱党申し込みに至る。⁽⁹¹⁾

条約改正問題や党内事情から脱党者が続出したことが分かるが、これ以外にも『東朝』による改進党への批判があつた。同紙は党大会が行われた四月十二日に、社説で次のように改進党を批判した。本日改進党大会が行われるが、「イナ、マ紳士」が上京して都會の人とまみえるのは同黨の年中行事である。「勢力萎靡」し却つて人目を集めるので「改進党たる所以」である。昨年夏、「眠れる改進党」が「稀有の運動殊勝の奮発」をみせたが勢いをなくした。

昨年の改進党初の「大運動」も不振を助長した。同党は「何となく気に食はぬ」政党であり、知識財産秩序着実等の「厭らしき氣障文句」で世人を嫌忌させていた。党勢萎び、昨年夏の運動も「敗又敗」となり懶惰怠慢、傲岸不遜は党員自らも言つており人望を失つている。「氣障風儀」により輿望を博すことができない。党勢を伸張したければ、こうしたことを勘考すべきである。⁽⁹⁴⁾ 前年の条約改正運動の失敗や「氣障」な言動により党勢を失つた改進党を激励する内容ではあるが、「イナ、マ」、「萎靡」、「敗又敗」等の言辞は、激励の域を超えていた。もつとも改進党に好意的な『朝野』でさえ、改進党員は条約問題に「敗北したるが如き形勢」だが、「胸臆を大にし」他の進歩党を敵視しないこと、と注文を付けていた。⁽⁹⁵⁾

『東朝』の社説を受け、四月二十六日、改進党員角田真平と山谷虎三⁽⁹⁶⁾とが東京朝日新聞社を訪れ、社員佐藤真一が応接し、徳義上の忠告のため同社説を起草したと執筆経緯を説明した。重ねて角田が同社説は徳義に反しないかを問うと、佐藤は「俯仰天地に耻ない積り」と答えた。⁽⁹⁷⁾ あるいは角田が、「イナ、マ紳士」とは「田舎の生意氣紳士」の意か、「萎靡」の事実の有無、「敗又敗」の意味を問うと、佐藤は最終的に謝罪し、改進党と同紙との「イザコザ」は片付いたと伝えた。⁽⁹⁸⁾

右のように改進党への逆風が吹き脱党者が相次ぐ中、高評価を得ていた尾崎は、党務で多忙となる。例えば明治二十三年五月十一日、大阪で開かれた改進党の関西同志会大懇親会で尾崎は演説をしている。⁽⁹⁹⁾ 聖十二日、改進党本部から各地方へ応援遊説員を派遣することになり、尾崎は藤田茂吉と共に静岡県へ赴くこととなつた。⁽¹⁰⁰⁾ 六月五日、改進党評議員会で九州同志会や庚寅俱楽部との打ち合わせ委員に尾崎が選ばれた。あるいは後述の如く党務の影響で、尾崎の選挙運動の為の帰省は予定より遅れることになる。

改進党への逆風下、高評価を得ていたゆえに党務で多忙であつた尾崎が、いかなる選挙運動をしたかを以下にみる。

大隈が外相を辞職した明治二十二年十二月に歐州から帰国した尾崎は、明治二十三年二月に帰省し、その際懇親会を開く予定である、と報じられていた^{⑩1}。尾崎の場合も、彼の支持者が「財産」づくりをしたとの予測が、先行研究でなされている^{⑩2}。

実際に尾崎が選挙運動を三重県で始めたのは、先行研究の指摘通り^{⑩3}、明治二十三年三月である。すなわち、三月六日帰省した尾崎は二週間の予定で滞在する^{⑩4}、洋行後初めて帰省した尾崎が三月八日散策をし、旧友を「悉く」訪問したと報じられた^{⑩5}。あるいは宇治山田町の白井清栄門、伊藤丈吉、世古口具七、尾崎二呉は尾崎と「旧交」があり、彼らが三月十三日に懇親会を開くことになっていた^{⑩6}。因みに明治二十五（一八九二）年四月十七日に前述した、明治期の尾崎の後援会である好友会が誕生したが、白井はその領袖であり、枢要構成員として伊藤や尾崎二呉がいた^{⑩7}。以後尾崎は「招待流行に中々繁忙を極め」ていると伝えられ、第一区の津市、第三区の桑名での懇親会が計画されていた^{⑩8}。先述の如く二週間滞在予定であつた尾崎は、三月二十五日に帰京しており、選挙区の第五区内外での活動に二週間以上を費やした。

帰京後の尾崎は、第五区の宇治山田町有志の招きにより七月に来遊すると報じられていた^{⑩9}。しかし、同町の改進党員尾崎二呉が上京した、尾崎に来遊を促し「一廉の運動」を第五区内で試みる為ではないかと報じられた。帰省を促し「一廉の運動」を求めた理由は次の報道から推測できる。宇治山田町はこれまで大同派有志のみであつたが、近頃は愛國公党派の加盟者もある。板垣退助が来県し宇治山田町の人々の政治思想に活気を与え、改進党に加盟し「花々しく」政党活動をするものもある。尾崎を第五区候補に仰ぎ「花々しく打ち出す」だろう。同町は三派に分かれ、結果は「予言し難」い^{⑩10}。あるいは、第五区、とりわけ宇治山田町では大同團結・愛國公党両派が浦田長民、北川を候補者とした、新改進党員は座して黙せなくなり尾崎を招き対応すべきと準備中であり「一大競争」に至るといわれている^{⑩11}。

かくして尾崎は、六月十日前後来県すると予想されるに至った。すなわち、改進党大阪大会後藤田茂吉と併に長野県入りをした尾崎は、六月十日前後に第五区に来て「目覚ましき運動」を試みる筈である⁽¹⁵⁾、尾崎は六月十日頃来県し第五区内で「候補運動」を試みると言わされている⁽¹⁶⁾、と報じられた。改進党大会や長野入りという党務をこなしていた尾崎の帰省は、さらなる党務で延期となる。六月十日頃には帰省予定であったが九州進歩党連合の件で「多忙を極め」多分十五日か十六日頃帰省予定であると報じられ、実際には十六日に帰省した⁽¹⁷⁾。

かようだに党務により帰省が予定より遅れた尾崎であるが、選挙区入りをすると積極的に活動を再開した。帰省した翌日の十七日、度会郡の有志者数十名の招待を受け談話会を開き、二十一日にも同郡で政談演説会を開いた⁽¹⁸⁾。第五区の北牟婁郡では「一に尾崎行雄氏、二に北川矩一氏を挙げんとの見込み」となつた⁽¹⁹⁾。

初当選を果たした尾崎は、七月二十日に帰京し進歩党連合に「専ら尽力するの覚悟」と報じられたが、実際には二十四日に帰京した⁽²⁰⁾。

本章より、三重県第一・二区では激戦が展開されたが、第五区では投票十日前に尾崎・北川両名の当選が予想されていていたこと、改進党への逆風があるため高評価を得ていた尾崎は党務で多忙であり十分な選挙活動を行えなかつたことが分かる。次章では尾崎の選挙運動を、主張面から検討する。

四 尾崎の選挙運動——②主張

本章で尾崎の選挙運動における主張を検討する前に、三重県における主たる候補者の言論を見る。

第一区の栗原は五月三十日、第一区の安濃郡での談話会で、地租軽減、言論の自由、出版・新聞紙・保安三条例の

改正、民業への不干涉を求めていた^[21]。これ以外にも、自由主義や立憲政治論を唱えていた。すなわち、自由主義は天から与えられた、自由は平等に与えられる、自由平等主義は王室を繁栄させ人民を幸福にする^[22]。輿論による政権交代こそが立憲政体である^[23]、内閣は水のように流れ、王室は山のように動かないというのが立憲政体である、と述べていた。

牛場は三月十八日の大懇親会で、省費・税の減少や自治を求め、あるいは次のような主張をしていた。現在の政党は主張により対立するのではなく感情により分裂している、ここを改良しなければ国会を維持できないし国家の盛運を望めない、したがつて自分は政党に属さず中立である。國權伸張、自由・権利を国会に望む。立憲政体の要是責任内閣にあり、その準備として議会の基礎を固め、政党を完備することが必要である。政府は民間に干渉すべきではない^[24]。かような牛場の主張に対し『伊勢』紙上で、合計四日間、批判が加えられた。主たる批判は次の如くである。牛場は責任内閣、地租軽減等「改進党に似通ひたる私見」を述べたが、これは希望にすぎず感服し難いものであり牛場は「多望家」である。牛場は今の政党は情実によつており主義に基づかない、立憲政体や責任内閣の実が上がらないとして中立を主張するが、これは無主義であり、「唯我独尊」主義であり、牛場は第一区の「丹治郎」である^[25]。為永春水の著作『春色梅曆』の主人公で柔弱な丹次郎に擬えてまで牛場を批判するのである。

岡本武雄は、内閣の責任、地方分権、民間への不干涉、対等条約、海軍重視、教育の自治化、政費節減、集会・新聞紙・出版三条例改正、保安条例撤廃を求めていた^[26]。岡本を『伊勢』は次のように批判した。岡本は責任内閣等を主張するが、それらを如何にして実現するかという政略を語っていないのは「遺憾」であり、一般人並みの「多望家」である^[27]。岡本は『曙新聞』で自由を説き帝政党に転じ官権を説いたのは「曲筆」、「一枚舌」である、憲法が実施されると官権主義から改進保守となり独立主義となつたのは「風鈴的主義目的」、「無主義」、「條虫的運動」である^[28]。

岡本の進退を難ずるためとはいえた「一枚舌」、「風鈴」、「條虫」という言辞を用いるのは、批判の域を超えるものである。

改進党第三区候補の久松義典は、「国会政治に対する実行を望める意見の大要」と題する演説で、進歩主義、憲法の正当な実施、言論・集会・出版その他の自由制度に不相当な条例の改正・撤廃、政党内閣や連帶責任、国権回復や西洋との対等、政費節減・民力休養、自治制度や地方分権、国民教育の振作の八か条を求めていた。とりわけ治外法権による屈辱や低関税による国民の負担を指摘し条約改正により「屈辱を回復」することを求めた^{〔31〕}。つまり久松は、立憲政治や政党内閣、条約改正、政費節減、地方自治を求めていた。あるいは六月十一日の第三区桑名郡での演説で政費節減を求め^{〔32〕}、六月十七日の桑名郡での演説では、日本が外国から「小兒視」されている実例を挙げ「大に慨嘆」した^{〔33〕}。久松の主張の力点として政費節減や国権回復とりわけ条約改正があることがわかるが、六月一日の桑名での演説では、久松の国権回復の主張に關し野次が飛んだ。この演説でまず久松は、某を候補にしようとする豪商が自分に某候補は地所の売買と地租に詳しいので政治家にすると便利であると言つたが、こういう理由で国会議員を選ぶと国會政治の効果が上がらないと述べた後、「國權の屈辱と回復」等の先述した八か条を述べると、改進党は国権を回復する精神があるのか、「売国党」という野次が飛んだ^{〔34〕}。先述した候補を譲ることを求められた若紳士は久松である可能性があるが、かような野次にも改進党や同党候補への逆風を看取ることができよう。

主たる候補は立憲政治あるいは地租軽減や政費節減を唱えていたこと、自由党以外の候補、とりわけ改進党系候補への批判があつたことがわかるが、次に尾崎の選挙運動中の主張をみる。尾崎は三月には歐州漫遊談、六月には主として地租軽減論を述べていた。すなわち三月十六日の懇親会では、外国事情に深く耽醉することは得策ではない、風儀を重んずるべきである、英仏における男女関係に厳然たる習慣が存在する美風を称讃し、日本にもこうした習慣を

作ることを望む、とする歐州漫遊談を述べ「近來の盛會」となつたが、「政治上の話」がなく「遺憾」であると報じられた。^[35]三月十九日には、外國事物への耽醉は得策ではない、男女交際上の徳義といった歐州漫遊談の外に、政治家を志す者の思想について述べた。^[36]三月中は具体的な政策論を述べておらず、このため「遺憾」とされたことが分かる。

投票が近づいた六月になると、主として地租輕減論を述べるに至る。六月十六日、南牟婁郡での政談会では、地租輕減と條約改正の二件について述べたが、その詳細な内容は明らかではない。^[37]六月二十二日の度会郡での演説で地租輕減論を述べ、数百名の聴衆が参加し「頗る盛會」となった。同日の答志郡での談話では地租輕減論を詳細に述べた。自分が国会議員になれば政費を節減し地租を軽減する。これは自分の十年來の宿論である。官府の冗員を削減し俸給を引き下げ八〇〇万円の歳出を削減する。こうして地租を二分とし、いすれば二分以下にする。かような地租輕減論を述べた政談後の懇親会では、「西洋土産との評ある例の一説」を述べた。^[38]「西洋土産」とは外國への耽醉を戒め厳然とした男女関係を求める歐州漫遊談を指すと思われるが、地租輕減論が詳細であるだけでなく、これを「宿論」と位置付けていた。さらに條約改正に言及した点も注目したい。先行研究では、地租輕減論は有力な地方有権者から「好意的な反応」を引き出したとされており、投票の約一週間前に尾崎が言及するのは理解できる。しかし改進党への逆風の原因となつた條約改正へ尾崎が言及したことは、詳細は不明であるにしても、留意すべきである。

次に、第一回総選挙前に尾崎が述べていた、地租輕減論と條約改正論とについて検討する。尾崎は明治十八（一八八五）年七月に出版した著作『通俗地租改正私議』で、次のように地租輕減を求めていた。地租輕減により国を富ませることが「今日の急務」である。現在の「争奪世界」の中で独立を守ろうとすれば軍備充実が必要であるが、その為には資金が必要である。貧しい今日は軍備充実ができないが、国が富んだら充実すべきである。国を富ますには地租を減らし農民の負担を軽くすべきである。地租減少による歳入不足は経費節減の一法があるのみである。経費節減

策は官吏を減らすこと、急用でない土木費を成るべく使わないこと、軍備充実を見合わせることである。税権を回復し関税収入が増えれば、地租を軽減できる。⁽¹⁴¹⁾ 政費節減による地租軽減は、前述のように投票約一週間前にも述べているが、税権回復と地租軽減を関連させた主張に注目したい。あるいは後述の如く『伊勢』は投票約一月半後の社説で、時弊を批判しても『地租改正私議』の外には精密な議論を述べていないと尾崎を批判したが、換言すれば同書の主張を精密としていることがわかる。

次に尾崎の選挙前の条約改正論をみるが、その前に条約改正交渉を概説する。明治十二（一八七九）年九月十日、井上馨は外務卿に就任した。井上の条約改正案は、税権の一部回復、外国人に日本の法権に従わせると同時に内地雑居を認めること、外国人を法官として任用することであった。この案が明治二十年四月に議定されると、輿論は外国人法官任用に大反対し、同年九月十七日、井上外相は辞任した。翌二十一年二月一日、大隈重信が外相に就任した。大隈の条約改正案は、外国人の法権服従と内地雑居を認めること、大審院に限り外国人判事を認める事、税権は井上案を踏襲したことであつた。大隈案に基づく条約はメキシコ、アメリカ、ドイツ、ロシアと調印されたが、外国人法官への反発がある一方、大隈を擁護するものもあり条約を巡り論争となつた。反対運動は熾烈になり明治二十二年大隈は遭難し、同年十二月二十四日、外相を辞任した。⁽¹⁴²⁾

条約改正を巡る国内情勢は、次のとおりである。井上外相への批判が続出するまでは、改進党の党勢は衰退していた。しかし明治二十年十月三日、後藤象二郎が井上の条約改正に反対した勢力を結集し大同団結運動を始め、同運動が大隈の入閣を促進した。大隈の条約改正案は、井上の改正案の延長上のものであり、黒田清隆首相や改進党系勢力は大隈案を支持した。しかし明治二十二年八月中旬、大同俱楽部等の在野勢力による改正反対運動が盛り上がり、閣僚級人物もこれに参加し、同年十月十八日、山縣有朋内相が反対したことが黒田・大隈への最後の一撃となり、大隈

外相は辞任した。⁽¹⁴⁾

以上より、条約改正に関する井上案と大隈案とに大差はないこと、外国人法官任用や内地雑居といった法権と税権とが要点であること、改進党は井上案に反対しながら、内容に大差のない大隈案を支持したことがわかる。条約改正を巡る改進党の矛盾した対応が、後述の如く、尾崎の条約改正への一貫しない言論となり、彼は批判を受けることになる。

次に尾崎の条約改正への主張をみる。明治十五（一八八二）年に尾崎は、独立国である以上在日外国人に法律を守らせる権利があり、外国商人に日本の税法を守らせる権利があるのは勿論だが、外交は道理だけで断ることはできない、と述べていた。⁽¹⁵⁾ 外交は道理だけでは判断できないとの主張に留意したい。明治十七（一八八四）年には次のように述べていた。税・法・二権を回復できなければ在日外国人に通商雑居を認めない。通商雑居は「最後の権理」である。合同裁判所は「国家の面目」を汚損する。通商雑居禁止を保ち、外国人に治外法権を受けさせたほうがよい。⁽¹⁶⁾ 合同裁判所、すなわち外国人法官任用は「国家の面目」を汚損する、内地雑居に反対するとの主張から、尾崎は井上案に反対していることがわかる。あるいは同年、次のように述べていた。現在の改正への希望は、内地雑居の禁止である。内地雑居の禁止は最後まで保持し、日本の権利回復の「抵当」にすべきである。⁽¹⁷⁾ 内地雑居禁止を「抵当」とするとの文言は、先述の外交は道理で断じられないとの主張に通ずるものである。

内地雑居禁止を条約改正の為の「抵当」とするという、道理を無視した主張で井上の条約改正に反対した尾崎は、論理上は、井上案と大差ない大隈案にも反対しなければならない。表1は明治二十三年一月から同年十二月までの『朝野』紙上に、尾崎が発表した条約改正に言及した文章の一覧である。同表より尾崎は、明治二十三年三月から七月まで、条約改正に言及していないことがわかる。以下、明治二十二年十二月に帰国した尾崎の条約改正論をみる。帰国

早々の尾崎は次のように述べる。条約交渉前に大隈の改正案を自分に見せてくれば「多少の修正説」を提出できた。しかし既に二・三か国の承諾を得た後となつては大隈改正案に賛成するしかない。自分は帰国したばかりで国内事情を詳らかにせず、また「区々たる情実愛憎」に拘泥しないものには長所、すなわち虚心平気に公正な意見を立てられることがある。以後自分の論述には「従前の言説と齟齬するが如きもの」があるだろう。また旧政敵の賛成を受けるものがあるだろう（①）。帰国直後であることを理由に、従来の主張と反対の意見、すなわち大隈案に賛成せざるを得ないことを弁明している。

かように弁明をする尾崎は、次のように具体的に条約賛成を述べる。自分は井上の条約改正に中止を求め、延期となつたのは国家の利益だったが、締約国の信義を失つた為「痛嘆」せざるをえない。大隈の改正交渉はメキシコの批准、米・独・露三国の調印を得ただけに、中止を求めるにより信を失うのは井上の場合の比ではない（⑤）。かつて外交は道義の面から断することはできないとしていた尾崎が、信義を理由に大隈の改正交渉を中止できないとする。あるいは、自分は前任大臣（加地注—大隈前外相）の方針を継承し信義を失わないことを希望する、外国人法官の大審院任用は日本の汚点だが信義を失うよりは良い、この点は「旧來の政友」に不利になることを顧慮せず心中を吐露する理由である、とも述べた（⑥）。あるいは次のように外交当局者への支援を求める。条約問題は過去の問題であり我々同志が失敗した問題である。自分が世の風潮により進路を決める「軽薄子」なら条約改正問題に発言しないか、反対をする。敵味方なくできるだけ当局者を援けるべきであり、信義を失う程度ができるだけ減少させることを考えるべきである（⑨）。あるいは次のように改正反対論者を批判するだけでなく、かつて反対した論点にも賛意を示す。日本より改正を発議しながら中止を求めるのは「一大恥辱」であり、その害は外国人法官任用の比ではなく、日本では利益を上げられないため外国人が来ない以上内地雑居は問題ではない（⑩の二十四日、二十五日）。

表1 『朝野』に掲載された尾崎の評論 注1

	年月日	タイトル	備考
①	明治23年1月5日	所懐を述べて読者に見ゆ	
②	明治23年1月6日	新内閣に対する希望	
③	明治23年1月11日	吾人の到底得て和合すべからざる勁敵	
④	明治23年1月12日	諸政党の離合向背	
⑤	明治23年1月15日	将来の外交政策	
⑥	明治23年1月16日	条約改正の善後策	
⑦	明治23年1月17日	宜しく国会の準備を急にすべし	
⑧	明治23年1月17日	質疑に答ふ	
⑨	明治23年1月18日	条約問題に付き全国同志者に告ぐ	
⑩	明治23年1月24日～26日	今の時に當て条約問題を講究せよ	注2
⑪	明治23年2月26日	朝鮮政略如何	注3
⑫	明治23年8月2日	外交秘密に関する疑議	
⑬	明治23年8月22日	紛乱世界	注4
⑭	明治23年9月29日	条約改正の妨碍物	

注1 『新全集 第三巻』に所収されている尾崎の評論の内、『朝野』で確認できたものを掲示した。

注2 『新全集 第三巻』では、明治23年1月24日となっている。

注3 『新全集 第三巻』では、「朝鮮政略」となっている。

注4 『新全集 第三巻』には所収されていないが、学堂居士名で掲載されている。

かのように条約改正への賛意を示す尾崎に対する批判があり、これに対し彼自身は、⑧で次のように弁明した。最近寄せられた書に、尾崎は井上案に反対しながら大隈案に賛成するのはなぜかと問うものがある。これは両案に大差があることを弁えられない人である。提出前に大隈案を見られたら多少の提案ができたと言ひながら、二・三か国との調印を理由に賛成するのは理解しがたいというものがある。これは家を立てる前に意見を持つものは建てた後も家を壊して意見通りに新築しなければならないというものであり、信義を失う弊害を知らないものである。自分には独自の意見があり、これまでも改進党内で「異色の旗幟」を立ててきだし、これからも改進党の「客将」、「別動隊」となり、意見が合えば党派を問わず提携する。このため旧友の憤怨を買つても気にしない。かような弁明より、「客将」との自称は前述した認識の外に、変節批判への釈明の面もあるといえる。

帰国後条約問題に関し主張を一変させた尾崎を、『伊勢』は批判した。牛場や岡本を批判した艸木聞人は投票の約十日前に尾崎を次のように難じた。改進党の中でも「錚錚たる驍勇の神將」であり文壇の「老將軍」と信ずる。かよううに尾崎を評価した後、中立を標榜する『大阪公論』⁴⁸に掲載された、尾崎を高慢、尊大と批判する寄書を引用し、尾崎も彼の知友もこの批判を正さないということは承認していることになる、と断じた。⁴⁹ 続けて二日後に艸木は次のようにいう。井上による条約改正に反対した尾崎は大隈の改正に「慷慨悲憤の言説」をすることを疑わなかつたが、『朝野新聞』に条約改正に関する投書をしないだけでなく、帰国後同紙に自分が大隈の改正案を知つていたら修正説を提出したかもしれない「放言」し、尾崎に望みを託するものを失望させた。尾崎が「前後殆ど不揃」で「志操を變じた」ことに驚ろく。尾崎は「立廻はり上手」で「無責任なる議論」をする人である。人に先んじて世を憂いながらこれを忘れることに勇あり、前説を翻して後説をとることに「毫邁の志士」であるとは尾崎への評価である。自分は国會議員に「変節の人物」や無責任な「反覆表裏の議論」をする人物を希望しない。⁵⁰ 尾崎の条約改正に対する帰国前後

の矛盾した主張を、「不揃」、「無責任」、「変節」として痛烈に批判している。

『伊勢』自身は、当選直後は「資性快活、弁舌豪爽、筆力勇健」であり、時弊を批判しても過激にはならず急所を刺すだけである。「実に稀世の名士」であると尾崎を絶讃していた⁽⁵¹⁾。しかし投票から一月半後の社説では、一転して次のように批判する。ディズレイリー (Benjamin Disraeli 1804—1881) を気取り改進党の「客将」を自称し、将来の立憲大臣を自任する。『朝野新聞』に入社し、「小説的政治思想は急に附け上がり」、井上の条約改正案に反対し「益々乗り気」になり保安条例に触れ退去を命ぜられた。外遊中大隈の条約改正騒動に一言もはさむことができず、後に漠然と一言するも平生の活気に似合わないため、世の非難を免れなかつた。詞藻豊かで氣概に富み氣宇昂然たる点を愛するが、粗大であり実務能力がない。時弊を批判しても『地租改正私議』の外は精密な議論を聞かない。「奇特の人間物」、「面白き男」であり尾崎のような進歩主義をとる「天下の名士」が三重県より議会に出ることを喜ぶ。将来の立憲大臣に期待する。⁽⁵²⁾粗雑であるが氣概に富む尾崎への期待を表する半面、条約改正への対応の変化を非難している。本章より尾崎は選挙運動中、他の候補と同様に地租軽減や政費節減を唱えていたことの外に、選挙運動前に条約改正への「変節」をしたため批判を受けたことがわかる。他の選挙区ほどの激しい対立がなく、したがつて尾崎自身が余裕で当選したと回顧した第一回総選挙においてすら、時勢の変化や立場の異同を受け主張を変える政治姿勢がみられたのである。

五 結び

第一回総選挙では、全国で激戦が展開され、不正行為も横行していた。三重県においても、第一・二区で激しい選

拳戦がみられ、投票約十日前でも予断を許さない状態であった。しかし尾崎が出馬した第五区は平穏であり、尾崎の当選は投票約十日前には予想されていた。その一方、改進党には前年の条約改正問題の影響で逆風が吹いており、改進党候補は苦戦を強いられていた。このため高評価を博していた尾崎は党務で多忙であり、帰省が延期されることもあった。かような状況下、かつては井上の条約改正に反対していた尾崎は、一転して井上案と大差のない大隈案に賛成し、変節であるとして非難された。

尾崎が選挙運動を始め、あるいは条約改正に言及しなくなつた明治二十二年三月、「朝野」紙上のコラム「談海」で彼は次のように述べる。三月一日、自分に寄せられた賛否の内、差支えのないものを公開する「来翰偶抄」を始めたとした。三月二日、条約問題の賛否はどうかを問うものがあるが、自分の意見は定まつていると述べたものの、具体的な意見内容は明らかにしていない。三月五日、尾崎には「表裏反復の嫌」がないかというものがあるが、自分は「表裏反復の譏り」を免れないと弁明した。一連の「来翰偶抄」からも、条約改正に関する変節を批判するものがあり、これに対し尾崎自身が「表裏反復」を認めていたことが分かる。換言すれば、自身への批判を弁明するため、コラム「談海」で「来翰偶抄」を始めたともいえよう。

尾崎は生涯において、主張を一転させることがたびたびあり、変節として批判されてきたが、かような姿勢は、既に第一回総選挙の際にみられたのである。

【註】

- (1) 尾崎行雄『學堂回顧錄』(実業之日本社、大正二年十二月八日)一〇七頁。
- (2) 尾崎行雄『民權闘爭七十年』(読売新聞社、昭和二十七年五月三十日)七九頁。
- (3) 昭和十年代の自伝でも、印象に残ることもなく「易々と當選」した(尾崎行雄『尾崎行雄傳』(尾崎行雄伝刊行会、昭和二十六年十月二十日)四三〇頁)。
- (4) 伊佐秀雄『尾崎行雄傳』(尾崎行雄伝刊行会、昭和二十六年十月二十日)二一六頁)、と余裕で當選したとの認識を示している。
- (5) は、「新進政治家としての名声」が高く、父行正の「縁故」もあり大多数で「やすやすと當選」したと述べている(尾崎行雄『尾崎行雄傳』(尾崎行雄記念財團、昭和三十六年十一月一日)一二三頁)。
- (6) 阪上順夫『尾崎行雄の選挙—世界に誇れる學堂選挙を支えた人々』(和泉書院、一〇〇〇年三月二八日)六五頁。
- (7) 渡辺穰『明治期における尾崎行雄の選挙(二)—好友会の盛衰—』(法政史学 第七〇号(平成二〇年九月)所収)五一頁。
- (8) 抽稿「尾崎行雄の生涯と思想」(平成法政研究 第二十二卷第一号(二〇一八年三月三十一日)所収)を参照のこと。
- (9) 上野利三『日本初期選挙史の研究—静岡・三重編』(和泉書院、一〇〇九年十一月二十日)一七四頁。
- (10) 烏海靖「I 藩閥対国民党—第一回総選挙(第四回議会)」(内田健三・金原左門・古屋哲夫『日本議会史録 1』(第一法規出版、平成三年二月二十五日)所収)七〇一七頁、七三頁。
- (11) 末松謙澄『二十三年の総選挙』(明治文化研究会編『明治文化全集 第三卷 正史篇 下巻』(日本評論社、平成四年七月二十日・復刻版第一刷)所収)二〇〇頁、一二五頁、一二八頁。
- (12) 前掲烏海、六六一六八頁。
- (13) 柚正夫『日本選挙制度史—普通選挙法から公職選挙法まで』(九州大学出版会、一九九一年四月十日)一四一九頁。
- (14) 稲田前掲書、三五六一頁。
- (15) 「投票辞退の広告」(東朝)明治二十三年七月一日)。福澤は六月二十八日付で、自分は「差支」があり衆議院議員に就くことができないので自分への投票は「無益」であるとする福澤名義の広告を、明治二十三年六月二十九日、三十日、七月一日の『時事新報』(以下『時事』)に掲載した。
- (16) 「当選者辞退」(東朝)明治二十三年七月十一日)。
- 〔元田肇の選挙区〕(東朝)明治二十三年七月二十日)、「元田氏が決答せぬは聞えたり」(大朝)明治二十三年七月十八日)、

- (17) 「元田氏第五区の当選を辞す」(『大朝』明治二十三年七月三十日)。
- (18) 「名古屋市の選挙紛糾」(『東朝』明治二十三年七月五日)。
- (19) 「名古屋における選挙紛糾」(『伊勢』明治二十三年七月八日)。
- (20) 「三新聞の投票論」(『大朝』明治二十三年七月四日附録)。
- (21) 「議員候補の予選」(『大朝』明治二十三年三月七日、三月十六日)。
- (22) 「第十一区選挙区競争者」(『東朝』明治二十三年五月十一日)。
- (23) 前掲上野「日本初期選挙史の研究」(静岡・三重編)、二六七頁。
- (24) 「候補者選定の広告」(『東朝』明治二十三年六月十四日)。
- (25) 「神奈川県第三区衆議院議員候補者広告」(『東朝』明治二十三年六月二十六日、二十七日、二十九日)。
- (26) 「候補者選定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (27) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (28) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (29) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (30) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (31) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (32) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (33) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (34) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (35) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (36) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (37) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月二十五日)。
- (38) 「候補者判定広告」(『大朝』明治二十三年六月十九日)。
- (39) 「選挙競争の消費高」(『東朝』明治二十三年六月十九日)。
- (40) 「選挙競争の消費高」(『大朝』明治二十三年七月五日)。
- 論説「余毒を遺す勿れ」(『大朝』明治二十三年七月二日)。

- (41) 論説「善後の策を講ずべし」(『大朝』明治二十三年七月五日)。
- (42) 「初期の衆議院」(『大朝』明治二十三年七月六日)。
- (43) 論説「衆議院の組織成る」(『大朝』明治二十三年七月十日)。
- (44) 社説「衆議院議員選挙の結果」(『東朝』明治二十三年七月八日)。
- (45) 社説「議員選挙の結果」(『時事』明治二十三年七月九日)。あるいは憲法を活用できない人が当選すると霜を履みて堅氷至るの「実証」を歐米人に東洋でさせるだけでなく、憲法を持たない国に立憲政治を躊躇させることになるとの主張(社説「選挙の結果に由り今年の国会をトすこと難からず」(『朝野』明治二十三年七月一日))は西洋諸国への対抗意識のみならず、憲法を持たない国の目標となることを意識したものであった。
- (46) 党派は「各府県当選者」(『時事』明治二十三年七月五日)を基本とし、同記事で「愛国派」、「大同派」と記述されているものは自由党とした。なお同紙は「中立的と目された」報道をしたとされている(前掲鳥海論文、六九頁)。
- (47) 「衆議院議員選挙の実績 第1回(第30回)」(公明選挙連盟 昭和四十三年三月一日)一八二頁。
- (48) 社説「県下六区の選挙人(『伊勢』明治二十三年五月九日)。
- (49) 「三重県に於ける議員候補の近況」(『大朝』明治二十三年六月二十一日附録)。
- (50) 「優勝劣敗」(『大朝』明治二十三年七月九日)。
- (51) 「第二区選挙区内懇親会」(『伊勢』明治二十三年一月十四日)。
- (52) 「衆議院候補者の予撰会」(『伊勢』明治二十三年一月十四日)、「多気郡議員予撰の結果」(同上紙、明治二十三年二月一日)。
- (53) 「第六区に於ける某氏の談話」(『伊勢』明治二十三年五月十七日)。
- (54) 「第六区の候補者は如何」(『伊勢』明治二十三年六月十三日)。
- (55) 「第二区の候補者」(『伊勢』明治二十三年六月十八日)。
- (56) 「投票を以て罰則を贖ふ」(『伊勢』明治二十三年五月二十七日)。
- (57) 「大字に付十五円乃至二十円」(『伊勢』明治二十三年五月二十八日)。
- (58) 「黄白を以て僧侶を懷けんとする」(『伊勢』明治二十三年五月二十二日)。
- (59) 「夜漬政治家の失敗」(『伊勢』明治二十三年六月一日)。
- (60) 「奇態なる贈答書」(『伊勢』明治二十三年六月二十二日)。
- 社告「衆議院議員選挙の結果報道広告」(『伊勢』明治二十三年六月十八日)。

社説「国会議員選挙に関する注意の二」（『伊勢』明治二十三年六月二十日）。

〔石川彦太郎の検傷書〕（『伊勢』明治二十三年七月二日）。

〔選挙済んでの腕力騒ぎ〕（『伊勢』明治二十三年七月十九日）。

〔選挙奇聞 第二 老爺は栗、妻は牛〕（『伊勢』明治二十三年七月十三日）。

〔栗原亮一氏の大懇親会〕（『伊勢』明治二十三年四月五日）。

〔栗原派の同盟名簿〕（『伊勢』明治二十三年五月七日）。

〔選挙の競争水準に及ぶ〕（『伊勢』明治二十三年五月十七日）。

〔衆望多く栗原氏に集まる〕（『伊勢』明治二十三年六月十五日）。

〔牛場卓造氏の資格〕（『伊勢』明治二十三年七月一日）。

〔特別広告〕（『伊勢』明治二十三年七月一日）。

〔岡本武雄氏の政談演説会〕（『伊勢』明治二十三年五月十二日）。

〔岡本武雄氏の政談演説〕（『伊勢』明治二十三年五月十四日）。

〔岡本武雄氏の政談演説会〕（『伊勢』明治二十三年五月二十一日）。

〔実然氏は龍城氏の養子たるを得ざる乎〕（『伊勢』明治二十三年六月五日）。

〔実然氏は龍城氏の養子たるを得ず〕（『伊勢』明治二十三年六月十九日）。

〔特別広告〕（『伊勢』明治二十三年六月二十一日）。

〔特別広告〕（『伊勢』明治二十三年六月二十四日）。

〔広告〕（『伊勢』明治二十三年六月二十七日）。

〔林道永氏の味方出来たり〕（『伊勢』明治二十三年五月六日）。

〔長谷部円禪氏の勧誘は事実ならざる乎〕（『伊勢』明治二十三年五月六日）。

〔第一区内の候補予選会の模様〕（『伊勢』明治二十三年六月十五日）。

〔社説「七月三日」〕（『伊勢』明治二十三年七月三日）。

〔改進党の党勢拡張〕（『伊勢』明治二十三年一月十四日）。これ以外にも、改進党に「其人あり」と知られた朝野新聞記者尾

崎行雄（尾崎氏に対する懇親会の計画）（『伊勢』明治二十三年一月三十日）、「改進派の客将」（尾崎行雄氏）（『伊勢』明治二

十三年三月二十一日）、改進党の中での「錚々の營れ」ある尾崎行雄（政党以外の団結）（『伊勢』明治二十三年六月四日）との

評価があつた。

(85) 「自由党と改進党的番附」(『伊勢』明治二十三年三月五日)。同記事では、改進党には三派があり、中堅は矢野の一派で、矢野の両翼に島田三郎と尾崎とがいる、とされていた。

(86) 「尾崎行雄氏」(『伊勢』明治二十三年三月二十一日)、「談海 来翰偶抄」(『朝野』明治二十三年三月三日)。

(87) 尾崎は明治十九年より大同團結運動を画策し、改進党系の『郵便報知新聞』から『朝野』に移動し、旧自由党系と反政府運動の組織化を図った。かような尾崎を市島謙吉は日記の中で、尾崎は改進党で「別派の旗幟」をたて青年に受けていると評したという(伊藤隆「明治十七—二十三年の立憲改進党—国会開設以前における政党の一考察」(『社会科学の基本問題 下巻』)。

〈東京大学社会科学研究所、昭和二十八年三月二十七日〉所収)六三〇上一頁)。「客特」はかような意味もあつた。

伊佐前掲書、四三四頁)。

(88) 〔神奈川県第四区の選挙祝要〕(『東朝』明治二十三年七月二十日)。

(89) 「砂川氏亦改進党を脱す」(『大朝』明治二十三年二月六日)。なお砂川に関しては兵庫県第二区有志による推選広告が出されていて、そこでは法學士を持つ事、地方政治の実務があることが強調されているが、脱党に関しては言及されていない(『兵庫県第二区選挙人諸君ニ告ぐ』(『天朝』明治二十三年六月二十七日))。

(90) 「大三輪氏の脱党」(『大朝』明治二十三年四月十三日)。同様の記事は『東朝』でも報じられたが、同紙では爱国公党に加入するとして述べられていた(明治二十三年四月十三日)。

(91) 「改進党員の内幕」(『大朝』明治二十三年四月二十四日)。

(92) 「改進党脱党」(『東朝』明治二十三年四月二十五日)。

(93) 「改進党員の内幕」(『大朝』明治二十三年四月二十二日)。『朝野』は、改進党の「別働機関」と評されていた(論説「陰謀の端緒にあらざるなき歟」(『大朝』明治二十三年七月十三日))。

(94) 社説「改進党の大会」(『東朝』明治二十三年四月二十七日)。

(95) 社説「改進党の定期大会」(明治二十三年四月十二日)。『朝野』は、改進党の「別働機関」と評されていた(論説「陰謀の端緒にあらざるなき歟」(『大朝』明治二十三年七月十三日))。

(96) 「改進党の談判委員と社員の問答」(『東朝』明治二十三年四月二十七日)。

(97) 「改進党員談判委員と社員の問答(承前)」(『東朝』明治二十三年四月二十九日)。

(98) 「関西同志大懇親会」(『大朝』明治二十三年五月十三日)。

(99) 「改進党の運動」(『大朝』明治二十三年五月十四日)。同趣旨の記事は、『伊勢』でも報じられている(「立憲改進党の運動」、明治二十三年五月十六日)。

(100)

「進歩的政黨連合と立憲改進党」(『大朝』明治二十三年六月七日)。同趣旨の記事は『伊勢』でも報じられている(「進歩主義にに関する改進党の評議会」、明治二十三年六月八日)。

「尾崎氏に対する懇親会の計画」(『伊勢』明治二十三年一月三十日)。

稲田前掲書、五七一六一頁。

阪上前掲書、六四頁。

「尾崎行雄氏帰省」(『伊勢』明治二十三年三月八日)。

「学堂居士旧友を訪ぶ」(『伊勢』明治二十三年三月十二日)。

「尾崎行雄氏、懇親会」(『伊勢』明治二十三年三月十二日)。

前掲渡辺論文、五二頁。

「尾齋の有志学堂居士を聘す」(『伊勢』明治二十三年三月十六日)。

「学堂居士は来津せず」(『伊勢』明治二十三年三月十八日)、「桑名有志尾崎氏を聘す」(同上紙)。もつとも第二区の四日市等での懇親会があり津には行けなかつた(「学堂居士は来津せず」)。

「尾崎行雄氏」(『伊勢』明治二十三年三月二十五日)。

「尾崎行雄氏再び南勢に遊ぶ」(『伊勢』明治二十三年五月一日)。

「改進党員の上京」(『伊勢』明治二十三年五月六日)。

「改進党に加盟及び其の運動」(『伊勢』明治二十三年五月一日)。

「第五区内の競争漸く起らんとす」(『伊勢』明治二十三年五月六日)。

「尾崎行雄氏」(『伊勢』明治二十三年五月二十四日)。

「尾崎行雄氏ら意見の日取」(『伊勢』明治二十三年六月一日)。

「尾崎学堂」(『伊勢』明治二十三年六月十四日)、「尾崎行雄氏來県」(同上紙、明治二十三年六月十七日)。

「尾崎行雄氏の談話会」(『伊勢』明治二十三年六月十九日)、「尾崎行雄氏其他の演説会」(同上紙、明治二十三年六月二十日)。

「北牟婁郡各選挙人の見込み」(『伊勢』明治二十三年六月二十七日)。

「尾崎行雄氏帰京」(『伊勢』明治二十三年七月二十日)、「尾崎行雄氏の帰京」(同上紙、明治二十三年七月二十六日)。

「栗原亮一氏の談話会」(『伊勢』明治二十三年六月六日)。

143 142 141 140 139 138 137 136 135 134 133 132 131 130 129 128 127 126 125 124 123 122

〔政党之運動〕（『伊勢』明治二十三年六月二十九日）。

〔政党之運動（前号統）〕（『伊勢』明治二十三年七月一日）。

〔政党之運動（前号統）〕（『伊勢』明治二十三年七月二日）。

〔牛場氏大懇親会〕（『伊勢』明治二十三年三月十九日）。

〔牛場卓造氏卓上演説の要領〕（『伊勢』明治二十三年三月二十一日）。

艸木閒人「寄書 中立不偏とは何ぞや 牛場卓造君に質す」（『伊勢』明治二十三年六月一日）。

〔岡本、野間両氏演説の大意〕（『伊勢』明治二十三年五月二十三日）。

〔艸木閒人「寄書 独立主義を岡本武雄君に質す」〕（『伊勢』明治二十三年五月二十七日）。

艸木閒人「寄書 独立主義を岡本武雄君に質す（統）」（『伊勢』明治二十三年五月二十八日）。

〔久松義典氏の演説及び書柬、意見、注意書〕（『伊勢』明治二十三年五月三十日）。

〔在良村に於る久松氏の演説〕（『伊勢』明治二十三年六月十四日）。

〔桑名に於る久松氏の運動〕（『伊勢』明治二十三年六月二十四日）。

〔長島 桑名に於る久松氏の政談演説〕（『伊勢』明治二十三年六月四日）。

〔尾鷲に於る尾崎氏の懇親会〕（『伊勢』明治二十三年三月十九日）。

〔尾崎行雄氏懇親会〕（『伊勢』明治二十三年三月二十三日）。

〔南北半妻郡における尾崎氏政談会〕（『伊勢』明治二十三年六月二十九日）。

〔政談演説会〕（『伊勢』明治二十三年六月二十四日）。

〔磯部に於る尾崎氏の談話〕（『伊勢』明治二十三年六月二十四日）。

メイソン前掲書、六三頁。

141 140 139 138 137 136 135 134 133 132 131 130 129 128 127 126 125 124 123 122
一一九頁。以下同全集は、『新全集 第一巻』と表記する。

〔新版 日本外交史辞典〕（山川出版社、一九九二年五月二十日）一四六—一四七頁。

明治二十三年二月十一日、「大朝」は社説で、去年は条約改正論が「驚天動地の勢」で全国に広がった際に我々反対論者が条約改正論を挫き、政府の方針を変えさせたのは憲法のお蔭であると述べ、明治二十二年の条約改正論を巡る論争の激しさを回想している（憲法発布一週年）。

(44) 以上条約改正を巡る国内情勢に閲しては、伊藤之雄『大隈重信（上）』（中公新書、二〇一九年七月二十五日）三二六頁、二二〇一二三三二頁、三四二十一を参照のこと。

(45) 尾崎行雄「条約改正容易なる耳」（新全集 第一巻 所収）九頁。同全集所収の「解説」によれば、この評論は明治十五年に発表された（二頁）。

(46) 尾崎行雄「条約改正の議に付伴へる内地雑居及び合同裁判の問題」（新全集 第二巻）二五一一六頁、二二一一四頁。本文に昨十六年という記述があることから（一六頁）、この評論は明治十七年に発表したことがわかる。

(47) 尾崎行雄「条約改正論」（新全集 第二巻）六一二一六二頁。本文に、新任英國公使ブランケットは既に日本に到着との記述がある（四九頁）。Francis Richard Plunkett 1835—1907は明治十七年三月十五日に来日し、三月二十一日に明治天皇に信任状を提出している（サー・ピュー・コータツヴィ編著・日英文化交流協会訳『歴代の駐日英國大使』（文眞堂、二〇〇七年七月二十五日）一〇四頁）。

(48) 『大阪公論』は「中立標榜の政論新聞」と評されていた（西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』（至文堂、昭和四十一年十一月十日）一八一頁）。また朝日新聞の創設者の一人村山龍平は「無色中正の政論新聞」の発行を期しており、大阪朝日新聞社内に『大阪公論』を新設した（村山龍平伝）（朝日新聞社、昭和二十八年十一月二十四日）一〇六頁）。「大朝」自身も、大阪朝日新聞と「兄弟分の縁」を有する、「学者名士の卓論新説」を掲載し「光彩あり風韻あり儼然たる一大新聞」と紹介している（『大阪公論』、明治二十三年二月十三日）。

艸木聞人「寄書 尾崎行雄君とは如何なる人ぞ、併せて質す所あり」（伊勢 明治二十三年六月二十二日）。

艸木聞人「寄書 尾崎行雄君とは如何なる人ぞ、併せて質す所あり」（伊勢 明治二十三年六月二十四日）。

「本県衆議院議員列伝 第五区選出員 尾崎行雄君略伝」（伊勢 明治二十三年七月八日）。

社説「七代議士 其五 尾崎行雄氏」（伊勢 明治二十三年八月十三日）。

謝辞

酒井正文教授から、研究・教育・学務面で懇切丁寧なるご指導を賜わりました。私の今日があるのは、酒井教授の御蔭です。なお本稿は、二〇一九年度共同研究の成果の一部です。